



第1回
報告

八法亭みややっこ
飯田美弥子 弁護士の

憲法連続講座



●オンラインで憲法講を視聴しました

全4回を予定している憲法連続講座の初回は、2月26日(土)、日立市にある日立シビックセンターをメイン会場にしておこなわれました。講師は、「八法亭みややっこ」として全国を飛び回っている弁護士の飯田美弥子さん。冤罪事件として勝訴した「布川事件」や、日立市産廃最終処分場問題などの弁護団の一員として精力的に活動されています。

県平和委員会の代表理事の一人でもある飯田美弥子弁護士は、2019年1月、日立市内に「うぶすな法律事務所」を開所しており、憲法講座を共催していただきました。コロナ・パンデミックの中にあっても「百里基地と土地利用規制法」問題などの学習会を要望する声が上がっていました。また「憲法改悪を許さない全国署名」運動を広げるためにも憲法講座はタイムリーな企画になりました。

午後2時、日立シビックセンター会議室にある長机を三つ並べて高座をしつらえ、座布団を置き、沖縄民謡の出囃子とともに八法亭みややっこ師匠が登場。日立市・ひたちなか市・土浦市・茨城保健生協・新婦人おおみや支部などにオンライン会場がつくられ、また50人を超える個人に「招待状」を送りました。

今回で280回目となる飯田美弥子弁護士＝「八法亭みややっこ」さんの憲法講、「歴史に学び、未来を志向する日本国憲法」は、笑いあり、共感あり、自民改憲案への怒りありなど縦横無尽の話術により、あっという間の90分でした。

立憲主義とは、「国は、人権保障のために存在する」こと。日本国憲法の理念は「個人の尊厳原理」が土台にあり、憲法13条第1文「すべて国民は、個人として尊重される」、つまり国民のために国家があるという繰り返し強調されました。

自民改憲草案の第102条第1項は「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」とあるが、日本国憲法は「憲法を尊重し擁護する義務を負う」のは「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員」などとなっていると指摘。草案は、個人の上に国家を置き、立憲主義を否定するものであることが明らかにされました。

－参加者の感想文より－

○「憲法9条が一番大事と思っていた私にとって、憲法の性格を決定しているのは、第13条というお話はとても新

ユーチューブでも配信中!



こちらをクリック!

鮮でした。また自民改憲案も説明を聴けば、その恐ろしさが良くわかります。笑いながらの1時間半は、眠くなるヒマもなく、もっともっと多くの人に聴いてほしいと思いました(日立シビック会場 Sさん 66歳)

○「靖国神社の遺影の話は興味深く聞きました。知らない事実でした。差別はここにも。難しい憲法の話ユーモアを交え、わかり易く、落語で聞けてよかったです(茨城保健生協で視聴した方)

講演後「ロシア軍によるウクライナ侵攻」についての質問も出されるなど「戦争」を身近に感じる時間ともなりました。安倍・菅政権を引き継いだ岸田文雄首相は、憲法改正、敵基地攻撃能力の保有の検討を表明しており、地域、職場など草の根から「戦争する国づくり」を許さない運動がこれまでも増して求められている、と決意を新たにしました。

次回は3月26日(土)午後2時から。ご家族、友人、知人の方にもお知らせください。お問い合わせなどはメールは i-peace877@silk.plala.or.jp 電話は029-251-2806 まで

第2回 3月26日(土) 14:00～

「環境問題もジェンダー平等も...憲法13条!」

第3回 4月23日(土) 14:00～

「憲法...国家権力の横暴を止めるもの」

第4回 5月28日(土) 14:00～

「戦争は個人の尊厳の最大の敵」

第1回講座はすでにユーチューブで配信されています。
上のQRコード、または「飯田美弥子憲法講座」で検索!

ロシアによるウクライナ侵攻抗議行動に40人!

高校生、中学生も飛び入り参加で



3月3日(木)の昼、茨城県平和委員会と新日本婦人県本部・県原水協による共同の呼びかけで、水戸駅南口デッキにおいて緊急の集会が開かれました。ウクライナの人たちを思うとじっとしていられないという約40名が、手製のプラカードやウクライナの国旗などを持ち寄ってくれました。12時から13時までの1時間ほど訴えました。

県平和委員会の篠原事務局長が進行役となり、参加者が次々と交代でマイクを握り、ロシア軍のウクライナからの撤退を求めました。安倍元首相が言い出した「核兵器の共有」論を批判し、抗議するスピーチが続きました。集会を見ていた若い女性が「私も話したい」とマイクを握り、「命は大事でしょう!」と怒りを込めた訴えに参加者も同調しました。



最後のシュプレヒコールには通りすがりの男子高校生二人が「プーチンアウト!」



と声を上げてくれました。それを聞いていた女子中学生2人にマイクを向けると「戦争はやっぱりダメでしょう!」と真剣に叫んでくれました。女性二人が足を止め、それぞれカンパを寄せてくれ、感激しました。

抗議行動・スタンディングに参加した人はまだ少数でしたが、反戦を思う人は多数なのだと感じさせられた集会でした。《茨城県平和委員会事務局次長 神原 要》

かすみがうら平和の会「返信用封書を1,000軒に」 憲法改悪を許さない全国署名の取り組み

かすみがうら平和の会は、料金受取人払いの封筒(署名返信用)をセットにして1,000戸の団地にポスティングする計画です。コロナ・パンデミックの中、個別訪問によって署名をお願いするのは難しいことから「チラシ作戦」を決めたとのこと。500軒ずつを2回に分けて配る予定です。

ロシアによるウクライナ侵攻を「対岸の火事」として、日本維新の会は3月3日、「防衛費増額」さらには「核共有」の議論を政府に求める提言までおこないました。プーチン大統領が「攻撃されれば核兵器でこたえる」と公言している中で、国際社会は核兵器の非人道性と破滅的な結果をもたらすことに脅威を感じています。



日本は、「持たず、作らず、持ち込ませず」、「非核三原則」を国是としており、「核共有」提言は撤回されなければなりません。核兵器禁止条約が発効した今、歴史に逆行する暴論です。日本維新の会は憲法改悪の急先鋒でもあり、「憲法改悪を許さない全国署名」に取り組みましょう。

◀配布のチラシ

「九条の丘」作業案内 「百里の会」より

2月27日(日)は、参加者11人で、看板の撤去作業が終了しました。次回は「新しい看板設置するため、既存の土台を掘り出し、鉄アングルの錆落としと錆止めの塗布です。多くの方々の参加をお待ちしています。

■3月13日(土) 9時30分～「九条の丘」集合
(雨天延期・昼食は会が用意します)

「ロシアによるウクライナ侵攻」に抗議する 自治体決議、県内で相次ぐ!

茨城県議会は2月25日、「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」を採択しました。3月4日現在、「土浦市」「笠間市」「取手市」「石岡市」「つくばみらい市」「つくば市」「守谷市」「古河市」「鹿嶋市」「牛久市」「筑西市」「常総市」「鉾田市」「かすみがうら市」「桜川市」「那珂市」等、県内自治体でも決議が相次いでいます。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

2022年2月25日
茨城県議会

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況のなか、安否確認の対応に追われる等、厳しい状況におかれている。このような力を背景とした、一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすも

ので断じて看過できない。ここに茨城県議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に断固に抗議するものである。政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対し制裁措置の徹底及び強化を図り即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めらるべきである。